

## ○菊池市空き家バンク制度実施要綱

令和2年10月1日

告示第157号

改正 令和3年3月24日告示第44号

令和3年4月28日告示第91号

令和5年2月10日告示第30号

令和5年3月31日告示第85号

菊池市空き家・空き地情報活用制度要綱(平成21年告示第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市における空き家及び空き地の有効活用をとおして、定住等の促進による地域の活性化を図るため、菊池市空き家バンク制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物及びその敷地で、本市の区域内(以下「市内」という。)にあるものをいう。
- (2) 空き地 住宅の建築に適当であり、良好な管理状態の更地で、市内にあるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地「以下「空き家等」という。」に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 所有者等から申込みを受けた空き家等の情報を、移住又は定住等を目的として空き家等の所在地確認、内覧、交渉、契約等を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し提供する仕組みをいう。
- (5) 利用登録者 空き家バンクに登録されている物件の所在地確認、内覧、交渉、契約等を行うための許可を得た者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクに登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク登録カード(様式第2号)
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 位置図及び間取り図
- (4) 身分証明書の写し
- (5) 市区町村税の未納がない証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、当該空き家等を調査の上、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

(空き家バンク登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(空き家バンク登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消することができる。

- (1) 物件登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 空き家等に関する所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 空き家バンクの登録に関して不正や偽りなどが判明したとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、物件登録者が改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 物件登録者が菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当するときに、物件登録者は、空き家バンク登録

抹消届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第6号)により、当該物件登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本市に定住しようとする者
- (2) 地域住民と協調して生活し、かつ、地域の活性化に寄与しようとする者

- 2 利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク利用登録カード(様式第8号)
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、空き家バンク利用登録をするものとする。

- 4 市長は、前項の規定による利用登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第9号)を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第4項の規定による利用登録の通知を受けた利用登録者は、当該利用登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク利用登録変更届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録を抹消することができる。

- (1) 第7条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 利用登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (3) 利用登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、利用登録者が改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 利用登録者又は同居者が菊池市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定

する暴力団又は暴力団員であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

2 前項第2号に該当するときにおいて、利用登録者は、空き家バンク利用登録抹消届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により空き家バンク利用登録を抹消したときは、空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第12号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 市長は、空き家バンクに登録した情報のうち個人情報以外の情報を市のホームページ等により一部公開することができる。

2 市長は、物件登録者、利用登録者、(一社)熊本県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会熊本県本部及びその会員に対して、空き家バンク及び空き家バンク利用登録者の情報を提供することができる。

(交渉及び契約)

第11条 物件登録者及び利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、原則として、(一社)熊本県宅地建物取引業協会会員又は(公社)全日本不動産協会熊本県本部会員の媒介により行うものとする。

2 市長は、物件登録者及び利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第12条 物件登録者及び利用登録者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところによる。

2 物件登録者及び利用登録者は、空き家バンク制度における個人情報の取扱いについて、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項にも留意の上、適正に取り扱わなければならない。この登録が抹消された後においても同様とする。

(1) 個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を滅失又は改ざんをすることのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報、は、确实、かつ、速やかに廃棄又は消去をすること。

(5) 個人情報について、漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱(以下「新要綱」という。)の施行前に、改正前の菊池市空き家・空き地情報活用制度要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によってした利用登録は、新要綱の規定によってした利用登録とみなし、登録を完了した日から2年間をその登録期間とする。

3 新要綱の施行前に、旧要綱の規定によってした空き家等の登録は、新要綱の規定によってした空き家等の登録とみなし、登録を完了した日から2年間を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までを登録期間とする。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第91号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年告示第30号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第85号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク登録申込書

年 月 日

菊池市長 様

申込者 住所

氏名

電話番号

私は、菊池市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、空き家バンクへの登録を申し込みます。また、登録事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる事項に同意します。

記

- 申込者と空き家等の所有者が同一であること。
- 空き家等に抵当権等が設定されていないこと。
- 適正に管理された物件であること。
- 不動産業者等との媒介契約を締結していない物件であること。（再登録の場合はこの限りではない。）
- 空き家等を実地に立ち入って調査をされること。
- 登録事項のうち個人情報以外の情報を市のホームページ等に公開されること。
- 登録事項を利用登録者、（一社）熊本県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会熊本県本部及びその会員に提供されること。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による額の範囲内で支払うこと。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、菊池市には一切責任がないこと。
- 申込者が菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- 契約の成立等により物件登録の必要性が無くなった場合、速やかに登録抹消を申し出ること。

【添付書類】

- 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 位置図及び間取り図
- 身分証明書の写し
- 市区町村税の未納がない証明書

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク登録カード（空き家）

空き家登録番号※		所有者希望	<input type="checkbox"/> 賃借：（月額）	円
登録期限※			<input type="checkbox"/> 売却：	円
所在地	菊池市			
建物の概要	建物状況		補修の要否	補修の費用負担
	建築年月	年 月（築 年）	<input type="checkbox"/> 補修不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担
	建物階数		<input type="checkbox"/> 補修必要（箇所： ）	<input type="checkbox"/> 入居者負担
	空き家状態	年 月頃から	<input type="checkbox"/> 現在補修中（箇所： ）	<input type="checkbox"/> その他
	利用頻度	（ ）に1度程度の利用		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	屋根	<input type="checkbox"/> 日本瓦 <input type="checkbox"/> セメント瓦 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		建物面積	間取	間取内訳
		m <sup>2</sup> （約 坪）		
		敷地面積		
	m <sup>2</sup> （約 坪）			
設備等	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	電気	<input type="checkbox"/> 引込み済み <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り    / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有（          台） <input type="checkbox"/> 無		
	物置	<input type="checkbox"/> 有（          m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無		
	庭	<input type="checkbox"/> 有（          m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
事故等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（当該物件での事故、事件、火災等の有無。有りの場合は内容も記載。）			
特記事項	賃貸借・売却に際し、注意事項、希望、条件等がある場合は、ご記入ください。 （敷地内に地主神等が祀ってある場合、物件に私道等の所有権が付随している場合は記載。）			

※は担当部署にて記入

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク登録カード（空き地）

空き地登録番号※		所有者希望	<input type="checkbox"/> 賃借：(月額)	円
登録期限※			<input type="checkbox"/> 売却：	円
所在地	菊池市			
土地の概要	土地面積	m <sup>2</sup> （約 坪）	地勢	
	地目		接道条件	
	建築条件			
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	その他			
	事故等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（当該物件での事故、事件、火災等の有無。有りの場合は内容も記載。）		
特記事項	<p>賃貸借・売却に際し、注意事項、希望、条件等がある場合は、ご記入ください。                  （敷地内に地主神等が祀ってある場合、物件に私道等の所有権が付随している場合は記載。）</p>			

※は担当部署にて記入

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付で登録の申込みのあった空き家等については、菊池市  
空き家バンク制度実施要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり登録が完了した  
ので通知します。

なお、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに「空き家バンク登録変更届出書」  
を提出してください。

また、市が媒介協力を依頼する業者以外へ媒介等を依頼する場合、あるいは個人間  
で直接契約等を行う場合は、速やかに「空き家バンク登録抹消届出書」を提出してく  
ださい。

記

- 1 登録番号 : \_\_\_\_\_
- 2 登録日 : \_\_\_\_\_
- 3 登録期限 : \_\_\_\_\_
- 4 登録物件住所 : \_\_\_\_\_

様式第4号（第5条関係）

空き家バンク登録変更届出書

年 月 日

菊池市長 様

登録者 住所  
氏名  
電話番号

菊池市空き家バンク制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり登録の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	

様式第5号（第6条関係）

空き家バンク登録抹消届出書

年 月 日

菊池市長 様

登録者 住所

氏名

電話番号

菊池市空き家バンク制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり登録の抹消を届け出ます。

記

登録番号	
抹消理由	

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

空き家バンク登録抹消通知書

菊池市空き家バンク制度実施要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり登録を抹消したので通知します。

記

- 1 抹消した登録番号： \_\_\_\_\_
- 2 抹消日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様式第7号（第7条関係）

空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

菊池市長 様

申込者 住所

氏名

電話番号

菊池市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第7条第2項の規定により、空き家バンクの利用を申し込みます。また、登録事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる事項に同意します。

記

- 空き家等を利用することとなったときは、行政区へ加入するなど、地域との協調を図り、地域活性化に寄与すること。
- 登録事項を空き家バンク登録者、（一社）熊本県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会熊本県本部及びその会員に提供されること。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による額の範囲内で支払うこと。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、菊池市には一切責任がないこと。
- 申込者又は同居者が菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- 空き家バンクの利用をとおして得られた情報は、本要綱が掲げる利用目的にのみ使用し、決して他の目的には使用しないこと。
- 契約の成立等により空き家バンク利用の必要性が無くなった場合、速やかに利用登録の抹消を申し出ること。

【添付書類】

- 空き家バンク利用登録カード（様式第8号）
- 身分証明書の写し

空き家バンク利用登録カード

利用登録番号※		登録期限※				
利用者情報	同居する 家族構成 ※申込者含む。	氏名	生年月日（年齢）	続柄	職業	
			（ 歳）			
			（ 歳）			
			（ 歳）			
			（ 歳）			
	希望する 連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他				
		連絡先：				
		※連絡希望時間帯（希望者のみ）：				
	ペット	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（                    ）				
	菊池市を 検討する 理由					
移住又は 定住する 上で重視 する点						
移住又は 定住後の 就業形態	<input type="checkbox"/> 現在の仕事を継続 <input type="checkbox"/> 移住後に新たに就職予定 <input type="checkbox"/> 起業又は継業予定 <input type="checkbox"/> その他（                    ）					
特記事項						

※は担当部署にて記入

□空き家利用希望

希望空き家について	希望上限額	□賃借：(月額) 円 □売買： 円	設備等	□庭 ( )
	間取			□駐車場 ( 台)
	建物面積	m <sup>2</sup> (約 坪)		□物置 ( )
	築年数			□家庭菜園 ( )
	希望エリア	□菊池 □泗水 □七城 □旭志		□その他 ( )
周辺環境	[希望する地理的条件・環境、小中学校や公共機関までの距離など、できるだけ詳しくご記入ください。]			
特記事項				

□空き地利用希望

希望空き地について	価格	□賃借：(月額) 円 □売買： 円	設備等	□水道 ( )
	土地面積	m <sup>2</sup> (約 坪)		□排水 ( )
	周辺環境	[希望する地理的条件・環境、小中学校や公共機関までの距離など、できるだけ詳しくご記入ください。]		
特記事項				

様式第9号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申込みのあった空き家バンク利用登録については、菊池市空き家バンク制度実施要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり登録が完了したので通知します。

登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに「空き家バンク利用登録変更届出書」を提出してください。

また、市が媒介協力を依頼する業者以外へ媒介等を依頼する場合、あるいは個人間で直接契約等を行う場合は、速やかに「空き家バンク利用登録抹消届出書」を提出してください。

記

1 登録番号： \_\_\_\_\_

2 登録日： \_\_\_\_\_

3 有効期限： \_\_\_\_\_

様式第10号（第8条関係）

空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

菊池市長 様

登録者 住所

氏名

電話番号

菊池市空き家バンク制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり登録の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	

様式第11号（第9条関係）

空き家バンク利用登録抹消届出書

年 月 日

菊池市長 様

登録者 住所

氏名

電話番号

菊池市空き家バンク制度実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり登録の抹消を届け出ます。

記

登録番号	
抹消理由	

様式第 12 号 (第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

空き家バンク利用登録抹消通知書

菊池市空き家バンク制度実施要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり登録を抹消したので通知します。

記

- 1 抹消した登録番号 : \_\_\_\_\_
- 2 抹消日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 10 号 (第 8 条関係)

様式第 11 号 (第 9 条関係)

様式第 12 号 (第 9 条関係)